

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項に基づき  
厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数に関する意見

【氏名】化成品工業協会 技術部 (担当者：浜中達郎)  
 【住所】東京都港区赤坂2-17-44 福吉坂ビル4階  
 【電話番号】03-3585-3374  
 【FAX番号】03-3589-4236  
 【電子メールアドレス】[hamanaka@kaseikyo.jp](mailto:hamanaka@kaseikyo.jp)

意見－1

・該当箇所

用途番号116「インキ又は複写用薬剤」、及び用途番号126「紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品」の排出係数『0.1』について

・意見内容

この排出係数には廃棄段階の排出係数として《0.09》が使用されているが、その構成要素のリサイクル（古紙再生）に於いて水域への環境排出係数が非常に大きな数値《0.3》となっている。これはREACH CSA Guidanceにおける紙リサイクルの排出係数で、古紙に使用されている化学物質の全量が公共用水に放出される事を想定した場合の最大値《0.9014》を採用しているからであるとの事だが、国内事業者の実態を確認して導いた数値ではない。また排水処理による除去率67%《排出率33%》も下水処理場での除去率であって、古紙再生時の排水処理という特定工場の排水処理状況を反映している訳ではない。

即ち、『今回、かなり、来年の1月の施行に間に合わせるということ』、つまり時間がないから、と言って、一切の国内の実態調査・確認、及び関係事業者のヒアリングも行わず、欧州の数値等をそのまま特定の用途に使用しており、些か短絡的で納得し難い進め方であると考え。速やかに国自ら調査・確認を行い、日本の実態を踏まえた数値で施行する様、要望する。

なお、製造段階の排出係数の設定については、審議会資料、参考資料2、9頁に示されている様に国内での補正過程もあり、国内産業界のデータも活用されている様で、この延長上で導かれたものと解釈できる。一方、廃棄段階の排出係数については、審議会資料、参考資料5、131頁で見ると、この様な過程は踏まれていない。今回は少量・低生産量新規物質確認制度用の排出係数とは言え、異なる精度のものが混在している様に感じられ、この点でも問題があると考え。

・理由（根拠）

- 3省合同審議会配布資料（平成30年3月23日開催）資料2別紙2
- 同上 参考資料5 65頁、84頁、131頁
- 同上 議事録 52頁、53頁、54頁
- 同上 参考資料2 9頁

意見－2

・該当箇所

用途番号116「インキ又は複写用薬剤」、及び用途番号126「紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品」

の排出係数『0.1』について

・意見内容

この排出係数には廃棄段階の排出係数として《0.09》が使用されているが、その構成要素のリサイクル（古紙再生）に於いて水域への環境排出係数が非常に大きな数値《0.3》となっている。一方、焼却、埋立については、水域への環境排出係数は、夫々《0.005》、《0.032》となっており、リサイクルの1/60、1/10となっている。これは明らかに疑問を感じざるを得ない内容であり、言い換えると、今や国民的な活動となっている古紙の再生は環境汚染の観点から行うべきでないという事となる。これらの誤解を生むことがないように配慮頂きたい。

なお、化学物質の使用段階では、様々な用途での使用・活用が目的であるので、やむを得ず環境中に排出されることがあり、それが用途によってその程度が異なることは容易に理解できる。一方、廃棄時には廃棄そのものが目的となるので、もし高い割合で環境排出が生じていると誤解されれば、それは行政の廃棄物管理が十分でないことをも示す事となる。

・理由（根拠）

- 3省合同審議会配布資料（平成30年3月23日開催）資料2別紙2
- 同上 参考資料5 65頁、84頁
- 同上 議事録 52頁

意見－3

・該当箇所

用途番号116「インキ又は複写用薬剤」、及び用途番号126「紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品」の排出係数『0.1』について

・意見内容

この排出係数には廃棄段階の排出係数として《0.09》が使用されているが、その構成要素のリサイクル（古紙再生）に於いて水域への環境排出係数が非常に大きな数値《0.3》となっている。これは議事録によると、REACH GSA Guidanceにおける紙リサイクルの排出係数の最大値《0.9014》を採用しているからであるとの事である。本告示（案）について（概要）に記されている通り、安全サイドに立った排出係数とする事は、国会での付帯決議を踏まえて十分理解するところであるが、その設定方法、内容について意見を申し述べたい。

即ち、方法として、詳細用途分類ごとに、各ライフサイクルステージの媒体別最大排出係数を選択するのは、どの用途でも同様に設定されるものであり、事業者もある程度納得できる。

しかし、これに加えて廃棄段階で用途により異なる前提を設ける事は、多重の安全設定をすることとなり、用途分類に依っては過剰に大きな設定となっている可能性がある。また意見－1にて述べた様に、その実態の把握を行っていない中、大きめの設定であるのでより安全であろうとすることは、どの程度の安全度を織り込んだのか不明であり、関係する事業者にとっては納得し難い。前者で既に十分であると考えられる。

なお、安全側の設定を追加で行う事と数値の不確実性の部分を安全側の設定と言い換える事は、全く異なる。本件については実態の把握が十分可能であるので、より確度のある方法で設定頂くべきである。

・理由（根拠）

○ 3省合同審議会配布資料（平成 30 年 3 月 23 日開催）資料 2 別紙 2

○ 3省合同審議会配布資料（平成 30 年 3 月 23 日開催）資料 2 別紙 1

以上